平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	26							府 省	庁 名	厚生労働省	
対象	税目	個.	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得稅	兑 固定資産税	事業所税	その他()	
要望 項目名		企	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃								
要望(概		は、自然のでは、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一	企業年金 リ、事業として まなった。 まなった。 まなった。 がある。 は、一般のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	会制度は、国民 や従業員の自ま きている。 労者財産形成が るための自助 の内容 (厚生年金基金	の老後のきたいな努力を付金・基等力による	ルに基づき、比較 金制度は、事業 が財産形成を援助 出年金、確定給	である公的年金 で的自由な制度 を対金銭を拠い であままする制度であます。 では、 では、 である。 である。 である。 では、 である。 では、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも	設計を行うこと 出することによ る。 勤労者財産形	か可能な制度 より、勤労者の 成給付金及び	確保を図るための制度であ として、制度創設以来、順調 現役期間中及び老後の生活 勤労者財産形成基金)の普 の撤廃を要望する。	
関係	条文	,	去人税法第		全の2、第	4条の4第1項 583条、第84		、第 145 条 <i>0</i>)2、第145条	€の3、第145条の4	
減 見辺		_	初年度] 改正増減	— 収額]	() [平年 -	度] –	- (-	-)	(単位:百万円)	
要望	理由	- 1	であり、 また、 美の生活の 少子 マック マック マック マック でいる かったとが	会制度は、国民 事業主や従業員 助労者財産形成 の安定を図るが 徐化が進展し、 くためには、国 が急務である。	真の自主的 対給付金・ こめの自助 国民の老 国民の自主 度から課	的な努力に基づ 基金制度は、 が努力による財 後生活が多様 的な努力を支 税凍結中(平原	き、制度創設 事業主が金銭 産形成を援助 化している現 援することが	以来、順調(を拠出するこ する制度でな 在の状況にな 重要であり、	こ普及してきことにより、望 ある。 らいて、国民の 今後ともこれ	所得確保を図るための制度 ている。 助労者の現役期間中及び老 の老後の所得保障の充実を れらの制度の普及を図って 党の撤廃により、企業年金	
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	切 1-	3 	金等控除及 ろ、給付時 全額全体に 特別法ノ 年金では、 の場合にも ることから	金に関する税制 及び退職所得持 まで課税が終 こ対して、課税 人税が課税され 個人ごとに及 も課税されるが	空除の対象 いた場けされる。 いた場合された いたける いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた いる いた いる いる いる いる いる いる いる いる いる いる いる いる いる	(を)となっておったない。れることを踏めらかじめ備で資産額が減少いに財政状況のの大きな阻害要	り、特別法人 まえ、その期 える積立金が することとな 悪化を招く可 因となる。	脱は、掛金機間の遅延利息 調少し(特にる。)、積立物能性があるな	业出時に給与所 思分を課税すっ こ、個人が運用 状況の悪化にな など、年金資品	脱、給付時は課税(公的年 所得として課税すべきとこ るという原則に基づき、資 用指図を行う確定拠出企業 つながり、運用結果が赤字 産の運用に著しい影響があ 運営を図る必要がある。	
本要 対応 縮源	する										

26 — 1

	政策体系における政策目的の位置付け		基本目標 I X 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを 推進すること 施策大目標 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1-3 企業年金等の健全な育成を図ること 1-4 企業年金等の適正な運営を図ること 基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができ る環境を整備すること 施策大目標 4 勤労者生活の充実を図ること 4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
	政策の 達成目標		国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。
合理性	置等	担軽減措 の適用又 長期間	恒久措置を要望
		の期間中 成目標	国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。
	政策目標の 達成状況		
有	要望の措置の 適用見込み		企業年金等の制度の加入者(約1,796万人(平成25年度末推計))に影響がある。 なお、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金に係る信託、生命保険等の業務を行う 内国法人(主に信託会社、生命保険会社(約20社(平成24年度末。生保協会、信託協会調べ)) が特別法人税の納税義務者である。
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		企業年金等の積立金の確保が図られることにより、国民の老後の所得保障の充実とともに勤 労者の財産形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		企業年金各制度、勤労者財産形成給付金制度及び勤労者財産形成基金制度については、掛金 等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
±0	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		_
性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係		
	要望の措置の 妥当性		公的年金の上乗せ年金である企業年金等の普及が促進され、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財政形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
	ページ		26 — 2

税負担軽減措置等の 適用実績 	_
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成 11 年度に課税停止、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度に課税停止が延長されている。
ページ	26 — 3